

【消費生活の窓口から】

「保険金を使って住宅の修理をしませんか」という勧誘にご注意を！

「火災保険などの損害保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」や「保険金が出るようサポートするので住宅修理しないか」など「保険金が使える」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が全国的に増えています。一般に、損害保険とは、火災や自然災害など一定の偶然の事故によって住宅等に生じた損害に応じて保険金を支払う保険のことをいいますので、**経年劣化による住宅の損傷は保険金支払いの対象とはなりません。**

【相談事例からみる問題点】

- ・ 自己負担がないことを強調し、契約の内容や手数料・違約金の説明が不十分。
- ・ 見積もりと違う工事をされたり、修理内容がずさんなことも。
- ・ 保険会社にうその理由で保険金請求が行われている。
- ・ 屋根に細工をしたり、クーリング・オフをさせないようにする悪質な場合も。

【アドバイス】

- ◆「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されても**すぐに契約しないようにしましょう。**
- ◆保険契約の内容や必要書類を確認し、**まず保険会社に相談しましょう。**
- ◆**うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。**
- ◆不安に思ったりトラブルになったりした場合は、**早めに消費生活相談窓口**に相談しましょう。

※ご相談、お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3